

令和8年7月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

} 様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議員 城内愛彦

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

安定的皇位継承の確保のため、皇室典範改正を実現するよう強く要望する。

理由

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的な皇位継承の確保は、極めて重要な国家的課題である。

政府においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各党派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、皇室の伝統を尊重しつつ、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としないこと」及び「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」との二案が示されており、これらについては、既に多くの党、会派において一定の共通認識が形成されつつある。

よって、国においては、安定的皇位継承の確保のため、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、皇室典範改正を実現するよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。